

(議案別冊 1)

令和 5 年 度

川 越 市 補 正 予 算 書

一 般 会 計
特 別 会 計

(令和 6 年 2 月 1 3 日 提 出)

目

次

* 一般会計補正予算（第8号）	1 頁
（特別会計）	
* 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	20 頁
* 農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	22 頁
* 水道事業会計補正予算（第3号）	26 頁
* 公共下水道事業会計補正予算（第3号）	29 頁

議案第 4 5 号

令和 5 年度川越市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度川越市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 670,591 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131,835,137 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,695,669	543,491	3,239,160
	1 地方交付税	2,695,669	543,491	3,239,160
15 国庫支出金		29,156,376	△929,689	28,226,687
	1 国庫負担金	19,929,802	△273,438	19,656,364
	2 国庫補助金	9,150,066	△654,551	8,495,515
	3 委託金	76,508	△1,700	74,808
16 県支出金		9,204,771	△517,216	8,687,555
	1 県負担金	6,312,796	△8,716	6,304,080
	2 県補助金	1,581,150	△54,451	1,526,699
	3 委託金	1,310,825	△454,049	856,776
17 財産収入		277,726	212,738	490,464
	2 財産売却収入	109,280	212,738	322,018
18 寄附金		820,000	5,620	825,620
	1 寄附金	820,000	5,620	825,620
19 繰入金		504,900	△300,000	204,900
	1 基金繰入金	324,181	△300,000	24,181
20 繰越金		6,017,438	2,384,507	8,401,945
	1 繰越金	6,017,438	2,384,507	8,401,945

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸 収 入		3,040,387	△8,960	3,031,427
	5 雑 入	2,757,119	△8,960	2,748,159
22 市 債		7,223,910	△719,900	6,504,010
	1 市 債	7,223,910	△719,900	6,504,010
歳 入	合 計	131,164,546	670,591	131,835,137

(2) 歳出

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,138,119	3,351,391	14,489,510
	1 総務管理費	8,799,401	3,477,048	12,276,449
	3 戸籍住民基本台帳費	576,687	△74,005	502,682
	4 選挙費	335,664	△51,652	284,012
3 民生費		60,946,597	397,010	61,343,607
	1 社会福祉費	31,086,144	2,439	31,088,583
	2 児童福祉費	21,922,690	150,204	22,072,894
	3 生活保護費	7,935,680	244,367	8,180,047
4 衛生費		16,301,511	△1,558,986	14,742,525
	1 保健衛生費	7,428,863	△1,202,214	6,226,649
	2 清掃費	6,512,272	△332,722	6,179,550
	3 下水道費	2,360,376	△24,050	2,336,326
6 農林水産業費		835,158	△39,211	795,947
	1 農業費	835,158	△39,211	795,947
7 商工費		1,689,617	7,397	1,697,014
	1 商工費	1,689,617	7,397	1,697,014
8 土木費		9,076,612	△1,009,985	8,066,627
	1 土木管理費	644,777	△9,667	635,110

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	2,609,770	△388,201	2,221,569
	3 河川費	821,836	△119,400	702,436
	4 都市計画費	4,623,430	△465,191	4,158,239
	5 住宅費	376,799	△27,526	349,273
9 消防費		4,734,080	△4,762	4,729,318
	1 消防費	4,734,080	△4,762	4,729,318
10 教育費		14,439,433	△344,540	14,094,893
	1 教育総務費	3,790,334	△39,481	3,750,853
	2 小学校費	1,686,827	△88,500	1,598,327
	3 中学校費	1,460,123	△91,500	1,368,623
	6 社会教育費	3,167,671	△101,513	3,066,158
	7 学校保健費	3,541,424	△23,546	3,517,878
12 公債費		10,869,315	—	10,869,315
	1 公債費	10,869,315	—	10,869,315
13 諸支出金		179,366	△127,723	51,643
	1 普通財産取得費	94,845	△76,145	18,700
	2 土地開発公社費	84,521	△51,578	32,943
歳出	合計	131,164,546	670,591	131,835,137

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市民センター管理	111,074千円
		体育施設の整備・充実	31,289千円
3 民生費	1 社会福祉費	みよしの支援センター運営管理	7,094千円
		民間福祉施設補助（高齢者施設）	93,213千円
	2 児童福祉費	保育所運営管理	5,473千円
		児童発達支援センター運営管理	1,133千円
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	100,000千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線道路（市道）整備	10,000千円
		主要地方道川越栗橋線交通安全施設整備	28,720千円

款	項	事業名	金額	
8 土木費	2 道路橋りょう費	広域幹線（市道）整備（用地）	16,031 千円	
		主要地方道川越栗橋線交通安全施設整備（用地）	5,788 千円	
	3 河川費	中小河川排水路整備	600 千円	
		準用河川整備	72,680 千円	
	4 都市計画費	南古谷駅周辺地区整備	1,320 千円	
		川越駅西口都市基盤整備	43,152 千円	
		歴史的地区環境整備街路（立門前線）	55,400 千円	
	10 教育費	6 社会教育費	学童保育室整備	11,736 千円
	13 諸支出金	1 普通財産取得費	普通財産購入費	5,599 千円

第 3 表 債務負担行為補正

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
川越市立芳野中学校エレベーター改修工事	令和 6 年度	38,400 千円	令和 6 年度	43,600 千円

第 4 表 地方債補正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
文化施設 設備整備 事業費	千円 7,400	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。	千円 16,500	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。
美術館改修 整備事業費	8,600	同 上	同 上	同 上	4,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
旧東後楽 会館解体 事業費	千円 132,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。	千円 88,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定する ものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。
公立保育 施設整備 事業費	114,500	同 上	同 上	同 上	61,800	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
清掃運搬 施設整備 事業費	千円 13,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 10,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
東 清 掃 センター 施設管理 事業費	68,700	同 上	同 上	同 上	48,600	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資 源 化 セ ン タ ー 施 設 管 理 事 業 費	千円 671,800	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 527,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
雨 水 建 設 改 良 事 業 費	260,000	同 上	同 上	同 上	235,900	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
グリーン ツーリズム 拠点施設 事業費	千円 194,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 171,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路環境 整備事業費	276,800	同 上	同 上	同 上	259,400	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路新設 改良 事業費	千円 423,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 329,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
橋りょう 新設改良 事業費	85,200	同 上	同 上	同 上	50,200	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川整備 事業費	千円 660,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 548,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
南古谷駅 周辺地区 整備事業費	160,600	同 上	同 上	同 上	124,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
川越駅西口 都市基盤 整備事業費	千円 184,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 112,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
新河岸駅 周辺地区 整備事業費	19,400	同 上	同 上	同 上	6,900	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街 路 事 業 費	千円 1,800	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 6,600	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公 園 整 備 事 業 費	1,322,200	同 上	同 上	同 上	1,319,700	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 改修事業費	千円 105,200	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 67,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
学童保育室 整備事業費	23,900	同 上	同 上	同 上	35,500	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公民館改修 整備事業費	千円 19,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 15,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
図書館改修 整備事業費	53,900	同 上	同 上	同 上	49,500	同 上	同 上	同 上

議案第46号

令和5年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208,758千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,354,142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		4,598,639	△180,000	4,418,639
	1 後期高齢者医療保険料	4,598,639	△180,000	4,418,639
2 繰入金		946,156	△28,758	917,398
	1 一般会計繰入金	946,156	△28,758	917,398
歳入	合計	5,562,900	△208,758	5,354,142

(2) 歳出

(△印 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		164,708	△8,844	155,864
	1 総務管理費	144,086	△8,844	135,242
2 広域連合納付金		5,388,092	△199,914	5,188,178
	1 広域連合納付金	5,388,092	△199,914	5,188,178
歳出	合計	5,562,900	△208,758	5,354,142

議案第 4 7 号

令和 5 年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,969 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 209,811 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		79,707	69	79,776
	1 繰越金	79,707	69	79,776
6 市債		29,300	1,900	31,200
	1 市債	29,300	1,900	31,200
歳入合計		207,842	1,969	209,811

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水総務費		134,937	1,969	136,906
	1 総務管理費	134,937	1,969	136,906
歳出合計		207,842	1,969	209,811

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 農業集落排水総務費	1 総務管理費	分担金等事務	4,988 千円

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業費	千円 29,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 31,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第48号

令和5年度川越市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度川越市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度川越市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 主要な建設改良事業の概要			
配水管新設、改良等 事業費	3,290,272千円	△374,360千円	2,915,912千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	6,962,958千円	△38,343千円	6,924,615千円
第2項 営業外収益	452,983千円	△38,343千円	414,640千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	6,695,153千円	△212,960千円	6,482,193千円

第1項	営業費用	6,607,300千円	△227,700千円	6,379,600千円
第2項	営業外費用	77,602千円	14,740千円	92,342千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,529,734千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,294千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額211,931千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,288,709千円及び当年度分損益勘定留保資金661,800千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
	収 入			
第1款	資本的収入	1,080,011千円	△3,136千円	1,076,875千円
第4項	工事負担金	345,854千円	△3,136千円	342,718千円
	支 出			
第1款	資本的支出	3,980,969千円	△374,360千円	3,606,609千円
第1項	建設改良費	3,302,268千円	△374,360千円	2,927,908千円

(継続費の補正)

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後			
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額	
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	仙波町四丁目添架管改良事業	千円		千円	千円		千円	
			25,300	令和4年度	13,640	13,640	令和4年度	13,640	
		令和5年度		11,660	令和5年度		-		
		大字笠幡添架管改良事業			令和4年度	80,100	211,266	令和4年度	80,100
			200,266	令和5年度	40,000	令和5年度		40,000	
				令和6年度	80,166	令和6年度		91,166	

令和6年2月13日提出

川越市長 川 合 善 明

議案第49号

令和5年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度川越市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度川越市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 主要な建設改良事業の概要			
公共下水道施設整備 事業費	1,972,100千円	△739,126千円	1,232,974千円
公共下水道施設改良 事業費	1,264,645千円	△219,825千円	1,044,820千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	6,410,327千円	△92,761千円	6,317,566千円
第1項 営業収益	4,702,665千円	△25,650千円	4,677,015千円

第2項	営業外収益	1,687,654千円	△67,111千円	1,620,543千円
	支出			
第1款	下水道事業費用	6,153,033千円	△58,861千円	6,094,172千円
第1項	営業費用	5,903,709千円	△77,600千円	5,826,109千円
第2項	営業外費用	221,346千円	18,739千円	240,085千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,629,101千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額169,442千円及び過年度分損益勘定留保資金2,459,659千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収入		
第1款	資本的収入		
第7項	他会計補助金	5,300千円	976,911千円
		5,300千円	308,263千円
	支出		
第1款	資本的支出		
第1項	建設改良費	△958,951千円	3,606,012千円
		△958,951千円	2,592,468千円

(継続費の補正)

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	藤原町雨水貯留施設築造事業	千円		千円	千円		千円
			410,000	令和4年度	150,000	385,950	令和4年度	150,000
		令和5年度		260,000	令和5年度		235,950	
		的場北一丁目下水道管路施設布設替事業	198,000	令和4年度	118,800	168,300	令和4年度	118,800
				令和5年度	79,200		令和5年度	49,500
		岸町一丁目下水道管路施設更生事業	336,600	令和4年度	150,000	225,605	令和4年度	150,000
令和5年度	186,600			令和5年度	75,605			

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第11条中「324,458千円」を「329,758千円」に改める。

令和6年2月13日提出

川越市長 川 合 善 明

